

(参考)

平成22年6月30日事務連絡 柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その1）より抜粋

【施術所の廃止・開設関係】

(問17) 施術所の移転（住所変更）については、受領委任の取扱いの届出の受理日（地方厚生（支）局又は都府県事務所の受理日）が受領委任の取扱いの開始日となるのか。

(答) そのとおり。ただし、移転前の施術所から引き続いて移転後の施術所において施術を行う場合等希望がある場合は、開設日を受領委任の取扱いの開始日として差し支えない。

(問18) 施術所の移転（住所変更）について、受領委任の取扱いの申し出が大きく遅れてしまったが、開設の日に遡って承諾してもらえるか。

(答) 施術所の移転の場合、一般的には継続的に施術が行われることが原則であり、また、患者の利便性を考慮し、受領委任の取扱いについてもすみやかに手続きされることが適切である。したがって、受領委任の取扱いの申し出が、大きく遅れる場合（保健所への開設の届出をしてから、2週間程度を超える場合など）は、継続とせず、地方厚生（支）局又は都府県事務所の申し出日を受理日として取り扱うなど、個々の状況に応じて対応することになる。

(問19) 施術所の移転（住所変更）について、保健所への届出の廃止の日と開設の日が離れている場合（1日廃止、3日開設など）でも、継続とみなして開設日を受領委任の取扱いの開始日とできるか。また、廃止と開設の日が大きく離れている場合も同様に考えてよいか。

(答) 開設日を受領委任の取扱いの開始日とできる。ただし、廃止日と開設日が大きく離れる場合（2週間程度を超える場合をなど）は、継続とせず、地方厚生（支）局又は都府県事務所の申し出日を受理日として取り扱うなど、個々の状況に応じて対応することになる。